現行

○仙台市環境影響評価条例施行規則

(準備書の提出の時期)

第十五条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める時期は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。ただし、条例附則第四項第一号に掲げる都市計画対象事業にあっては、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十条の規定による申請の日又は別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期のいずれか早い日とする。

別表第二 (第十五条関係)

対象事業の区	準備書の提出の時期		
分			
一~七略			
八 別表第一	ア 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第三十八		
の四の項の	条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は		
アからウま	同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三		
での内容を	十八条第三項の規定による告示の日		
有する事業	イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関		
	する訓令 (昭和三十三年防衛庁訓令第百五号) 第十九条		
	の規定による告示の日		
	ウ 宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第		
	<u>+一条</u> の協議の日		
九 別表第一	ア 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第		
の五の項の	一項又は第八条第一項の規定による届出の日		
アの内容を	イ ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) 第三十二		
有する事業	条第一項(同法第百五条において準用する場合を含		
	む。)、第六十八条第一項(同法第八十四条第一項にお		
	いて準用する場合を含む。)又は第百一条第一項の規定		
	による届出の日		
	ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規		
	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同		
	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場		
	合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ		
	る通知の日		
	エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第		
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		
	オ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		
	可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日		
十 別表第一	ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規		
の五の項の	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同		
イの内容を	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場		
有する事業	合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ		
	る通知の日		
	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第		
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		
	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		
	可の申請又は同法 <u>第十一条</u> の協議の日		
十一 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可		
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の		
のア及びイ	日		
の内容を有	イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規		
する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同		
	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場		

改正後

○仙台市環境影響評価条例施行規則

(準備書の提出の時期)

第十五条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める時期は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。ただし、条例附則第四項第一号に掲げる都市計画対象事業にあっては、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十条の規定による申請の日又は別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期のいずれか早い日とする。

	別表第二(第十	-五条関係)
	対象事業の区	準備書の提出の時期
	分	
	一~七	略
八	八 別表第一	ア 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八
	の四の項の	条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は
	アからウま	同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三
	での内容を	十八条第三項の規定による告示の日
	有する事業	イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関
条		する訓令 (昭和三十三年防衛庁訓令第百五号) 第十九条
		の規定による告示の日
第		ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和三十六年法律第
第		百九十一号) 第十二条第一項 の許可の申請又は同法 第
		<u>十五条第一項</u> の協議の日
第	九 別表第一	ア 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第
	の五の項の	一項又は第八条第一項の規定による届出の日
_	アの内容を	イ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十二
	有する事業	条第一項(同法第百五条において準用する場合を含
お		む。)、第六十八条第一項(同法第八十四条第一項にお
定		いて準用する場合を含む。)又は第百一条第一項の規定
		による届出の日
規		ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規
司		定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同
		法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場
よ		合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ
		る通知の日
		エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
		三十五条の二第一項の許可の申請の日
		オ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
		可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
規一	十 別表第一	ア建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規
司	の五の項の	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同
L	イの内容を	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合なった。
よ	有する事業	合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ
		る通知の日
		イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第 三十五条の二第一項の許可の申請の日
		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
		<u> </u>
		ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
	のア及びイ	日
規		 イ 建築基準法第六条第一項 (同法第六条の四第一項の規
司	する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同
		法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場
	į L	,,, ,, ,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,

	合を含む。)の申請の日		合を含む。)の申請の日
	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
	可の申請の日		可の申請の日
一二略	略	十二 略	略
一三 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可	十三 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
の工及びオ	日	の工及びオ	日
の内容を有	イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許	の内容を有	イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許
する事業	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	する事業	可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日
	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可	十四 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
の力及びキ		の力及びキ	7
	イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規	の内容を有	イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の第一項の
する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同	する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(************************************
	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合なるま。)の申請及は同法第十八条第二項の規定により		法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定に、
	合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日		る通知の日
	ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第一		ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文 の許		エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
	オー特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の		オ 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の
	目		日
	カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九		カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十二
	条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若し		条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若し
	くは第九十五条の規定による協議の日		くは第九十五条の規定による協議の日
	キ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第		キ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法領
	八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条		八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七章
	第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一		第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一
	項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七		項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十一
	条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改		条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改
	良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項		良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項
	の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止 する日		の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃 する日
 -五 別表第		十五 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
のクからサ	日	のクからサ	E
	イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定に イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定に	までの内容	イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定に
を有する事	よる届出の日	を有する事	よる届出の日
業	ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規	業	ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の
	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同		定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(
	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場		法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場
	合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ		合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定に
	る通知の日		る通知の日
	エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第		エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	オ 宅地造成等規正法第八条第一項本文 の許 の許		オ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項</u> の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可		ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
のシ及びスの内容な方	日 ノ 建筑其淋汁等土冬等一項(同汁等土冬の町等一項の相	のシ及びスの内容な方	日 / 建筑甘淮壮筑上久筑。西(园沙筑上久の田笠。) 百の。
	イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規	の内容を有	イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の)
する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同 法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場	する事業	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場
	法第八条の一第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定による		伝第八条の一第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)申請又は同法第十八条第二項の規定によ
	音を含む。)甲請又は向伝弟十八条弟―頃の規定による 通知の日		音を含む。)甲請又は同仏界十八采弟一項の規定による 通知の日
	ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第一		ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	ALTERNATION AND CLOND SOLOT		

			 エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
	可の申請又は同法第十一条の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
	才 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一		才 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一
	項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請		項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請
	タ、第 5 末の二弟 タスは第 1 一末弟 頃の計刊の中間 の日		切り で
十七 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可	十七 別表第	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可
一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の	一の六の項	の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の
のセ及びソ	日	のセ及びソ	日
の内容を有	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	の内容を有	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
する事業	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	する事業	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
十八 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第	十八 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第
一の七の項	九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六	一の七の項	九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六
のア及びイ	第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しく	のア及びイ	第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しく
の内容を有	は第八項の規定による届出の日	の内容を有	は第八項の規定による届出の日
する事業	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	する事業	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
	可の申請又は同法第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
十九 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若	十九 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若
一の八の項	しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三	一の八の項	しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三
のアからエ	第一項若しくは第八項の規定による届出の日	のアからエ	第一項若しくは第八項の規定による届出の日
までの内容	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	までの内容	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
を有する事	可の申請又は同法第十一条 の協議の日	を有する事	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
業		業	
二十 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項	二十 別表第	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項
一の八の項	又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日	一の八の項	又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日
の才及びカ	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	の才及びカ	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
の内容を有	三十五条の二第一項の許可の申請の日	の内容を有	三十五条の二第一項の許可の申請の日
する事業	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	する事業	ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日
二十一 別表	ア 下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する	二十一 別表	ア 下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する
第一の九の	場合を含む。)若しくは第二十五条の十一第二項(同条	第一の九の	場合を含む。)若しくは第二十五条の十一第二項(同条
項のア及び	第七項において準用する場合を含む。)の規定による協	項のア及び	第七項において準用する場合を含む。)の規定による協
イの内容を	議又は同法第四条第四項(同条第六項において準用する	イの内容を	議又は同法第四条第四項(同条第六項において準用する
有する事業	場合を含む。)若しくは第二十五条の十一第五項(同条	有する事業	場合を含む。)若しくは第二十五条の十一第五項(同条
	第七項において準用する場合を含む。)の規定による届		第七項において準用する場合を含む。)の規定による届
	出の日		出の日
	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日
二十二 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	二十二 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の十の	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の十の	三十五条の二第一項の許可の申請の日
項のアの内	イ 空地造成等規制法第八条第一項本文 の許	項のアの内	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
容を有する	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	容を有する	- 可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
事業	ウ 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百	事業	ウ 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百
	号)第十四条第六項の意見の聴取の日		号)第十四条第六項の意見の聴取の日
	エ 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)		エ 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)
	第二十八条の意見の聴取の日		第二十八条の意見の聴取の日
二十三 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	二十三 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の十の	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の十の	三十五条の二第一項の許可の申請の日
項のイの内	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	項のイの内	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
容を有する	可の申請又は同法第十一条 の協議の日	容を有する	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
事業		事業	
二十四 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	二十四 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の十一	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の十一	三十五条の二第一項の許可の申請の日
の項のアの	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	の項のアの	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
内容を有す	可の申請又は同法第十一条 の協議の日	内容を有す	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
る事業	ウ 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第	る事業	ウ 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第
	[/ 邓·二口以14八來児廿二休土1次冊伝 (十八十二十伝年弗	つず未	[/ 邓平口以4A八來免廿工休土1效冊伝 \十八以工工十伝作用

П	I	П	
	四十三号)附則第七条第七項の認可の申請の日		四十三号)附則第七条第七項の認可の申請の日
	エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律		エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律
	第四十四号)第十一条の認可の申請の日		第四十四号)第十一条の認可の申請の日
二十五 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	二十五 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の十一	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の十一	- 三十五条の二第一項の許可の申請の日
の項のイ及	イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許	の項のイ及	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
びウの内容	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	びウの内容	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
を有する事		を有する事	F
業		業	
二十六 別表	ア 学校教育法第四条第一項(同法第百三十四条第二項に	二十六 別表	ア 学校教育法第四条第一項(同法第百三十四条第二項に
第一の十二	おいて準用する場合を含む。)若しくは第百三十条第一	第一の十二	おいて準用する場合を含む。)若しくは第百三十条第一
の項の内容	項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出	の項の内容	項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出
を有する事	の日	を有する事	F の日
業	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	業	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
二十七 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	二十七 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の十三	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の十三	
の項の内容	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	の項の内容	
を有する事	可の申請又は同法第十一条 の協議の日	を有する事	
業	ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同	業	ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同
	条第三項の認可の申請の日		条第三項の認可の申請の日
	エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協		エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協
	議又は同条第三項の認可の申請の日		議又は同条第三項の認可の申請の日
二十八 別表	ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は	二十八 別表	
第一の十四	第三十条第一項の認可の申請の日	第一の十四	
の項の内容	イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	の項の内容	
を有する事	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	を有する事	
業	りv) 中間入tallita <u>水 </u>	業	ラッティスは四位 <u>カーエ大カース</u> の開成の日
二十九略	略	二十九略	略
三十 別表第	ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の	<u></u>	
一一の十六の	規定による許可の申請の日	一一の十六の	
項の内容を	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	項の内容を	
有する事業	三十五条の二第一項の許可の申請の日	有する事業	
有りる事未	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許	日 有りる事業	ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
	可の申請又は同法第十一条の協議の日		可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日
三十一 別表	ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規	<u> </u>	
		三十一 別表	
第一の十七	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同	第一の十七	
の項のア及	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合なった。	の項のア及びくの中容	
びイの内容	合を含む。)の申請の日	びイの内容	
を有する事	イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許	を有する事	
業	可の申請の日	業	可の申請の日
	ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第		ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第
	五条第一項又は第七条の規定による届出の日		五条第一項又は第七条の規定による届出の日
	略	三十二~三十	- 略
四		四	
三十五 別表	ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規	三十五 別表	
第一の二十	定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同	第一の二十	
一の項のア	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場	一の項のア	
の内容を有	合を含む。)の申請、同法第十八条第二項の規定による	の内容を有	
する事業	通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可	する事業	通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可
	の申請の日		の申請の日
	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第		イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	ウ 宅地造成等規制法第八条第一項本文 の許		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	11	可の申請又は同法 第十五条第一項 の協議の日

Li	1	 1	1
	工 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条		工 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条
	の九第一項の認可の申請の日		の九第一項の認可の申請の日
三十六 別表	ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項におい	三十六 別表	ア 建築基準法第八十八条第一項又は同条第二項におい
第一の二十	て準用する同法第六条第一項(同法第六条の四第一項の	第一の二十	て準用する同法第六条第一項(同法第六条の四第一項の
一の項のイ	規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認	一の項のイ	規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認
の内容を有	(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされ	の内容を有	(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされ
する事業	る場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定	する事業	る場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定
	による通知の日		による通知の日
	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第		イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
	三十五条の二第一項の許可の申請の日		三十五条の二第一項の許可の申請の日
	ウ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許		ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許
	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日		可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日
三十七 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第	三十七 別表	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第
第一の二十	三十五条の二第一項の許可の申請の日	第一の二十	三十五条の二第一項の許可の申請の日
二の項の内	イ <u>宅地造成等規制法第八条第一項本文</u> の許	二の項の内	イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項 の許
容を有する	可の申請又は同法 第十一条 の協議の日	容を有する	可の申請又は同法 <u>第十五条第一項</u> の協議の日
事業		事業	
三十八・三十九	略	三十八・三十九	略
		備考略	
掲げる時期に該当する日が二以上ある対象事業に係る準備書の提出			
の時期は、それらのうち最も早い日とする。			
,			

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。